

令和4年度「農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業」企画提案 コンペ参加仕様書

1 目的

県内では、家族労働力を中心とする小規模な農業経営体が全体農地の約5割を耕作しており、地域農業を支えている。このような小規模経営体では、常時雇用が難しいことから、農繁期において家族労働力の長時間かつ不規則な労働が顕著となっており、労働力の確保や作業効率化を含めた働き方改革の取組が急務である。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、民間企業では、収入確保や社会貢献を目的に副業や兼業を許可する動きが加速化している。このため、本事業は、ワンデイワーク^{*1}という新たな視点により、企業の従業員等が農作業に従事することで、小規模家族農業の労働力不足の解消を目指すものである。

令和3年度には、モデル地域として玉城町と御浜町を選定し、農業者、企業とその従業員のワンデイワークの意向について調査した。その結果、玉城町では水田農家、御浜町ではカンキツ農家を中心に、家族労働力だけでは行えない農作業について外部労働力の活用を希望するニーズがあることが分かるとともに、両地域において、農繁期の農作業を支援することに興味・関心がある企業、従業員が一定数存在することが分かった。

このため、令和4年度は、引き続き玉城町と御浜町をモデル地域とし、農業者に対するワンデイワークの受入体制の整備、マッチング方法の検証、ワンデイワークの試行等に取り組む。

2 業務内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務委託 |
| (2) 委託期間 | 契約の日から令和5年3月17日（金曜日）まで |
| (3) 仕様 | 別紙農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務委託業務仕様書のとおり |

- 3 契約上限額 2, 4 1 2, 4 3 2 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- 参加者資格
 - 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- 最優秀提案者資格
 - 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加確認申請書の提出

- 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（様式第1-1号）を作成のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参、郵送、電子メールのいずれかで提出すること。(FAXによる提出は受け付けないこととする。)

提出期限は令和4年5月2日(月)12時必着とする。

郵送の場合は、電話にて提出先に到着を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部担い手支援課 担い手育成 班

TEL: 059-224-2354 E-mail: ninaite@pref.mie.lg.jp

《参加資格確認結果通知》

令和4年5月2日(月)17時までに通知する。

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和4年度農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：農業者に対するワンデイワークの受入体制の整備、マッチング方法の検証、ワンデイワークの試行等の内容が具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：企業の社員等に対する副業や兼業を認める動き、農業経営体等の働き方改革の推進、産地や農業経営体における労働環境の状況調査等のノウハウについて、豊富な知識を有しているか。または、過去の経験や実績を本業務に活かした内容となっているか。
- (4) 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。
- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：県等の関係機関、関係分野の専門家等と綿密に調整できる体制となっているか。また、資料や記録、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

・企画提案書の提出期限は、令和4年5月6日(金)15時まで(提出先：三重県農林水産部担い手支援課)とする。メール可。郵送の場合は必着のこと。

・提出された企画提案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。(令和4年5月11日(水)9時：三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館204会議室)。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

※ 提案者が多数の場合の書類審査の結果およびヒアリングの実施日時については、提案したすべての者に令和4年5月10日(火)15時までにメールにて連絡する。

・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書

1) 様式、部数

様式自由 1版10頁以内（電子メールによる提出可、印刷物を郵送する場合は、8部提出すること）

2) 内容

(イ) 企画提案書（参考：第3号様式）

(ロ) 見積書

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(ハ) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和4年4月25日（月）15時まで（必着）

(2) 質問の方法

FAXまたは電子メールで受け付ける。

(3) 提出先 三重県農林水産部担い手支援課

Tel : 059-224-2354 FAX : 059-223-1120

E-mail : ninaite@pref.mie.lg.jp 担当：片岡、大西

(4) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和4年4月26日（火）17時までに県ホームページに掲載する。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

※ (1) (2) にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（様式第5号）を提出（FAX又はメール可）してください。

10 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平

成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

(4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行います。

1.1 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.2 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

1.3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下、「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.5 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取り扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の規定があるので留意すること。

17 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・委託料の支払いについては、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部担い手支援課

Tel : 059-224-2354 FAX : 059-223-1120 E-mail : ninait@pref.mie.lg.jp

担当 片岡、大西

【用語説明】

- ※1 ワンデイワーク：1日のうち数時間程度、また、週に1日程度や数日間といった短日短時間での働き方のこと。